第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

口白山市を取り巻く背景

本市では、白山から日本海に至る、県内一の面積を誇る広い市域において、稲作を中心としながらも、地域ごとの地理的条件を活かした多様な農林水産業が営まれています。

しかし、近年の日本の農林水産業は、担い手の高齢化や後継者不足、食生活の変化や人口減少、輸入品の増加による食料自給率の低下など、多くの課題を抱えています。

このため国では、農林水産業の成長産業化を目指し、生産現場の強化のほか、6次産業化の推進や農林水産物・食品の輸出拡大、食の安全と消費者の信頼の確保などに取り組むこととしており、本市においても課題解決のための施策を展開していく必要があります。

□「地産地消」のまちを目指して

地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」は、消費者にとっては、新鮮な農林 水産物を手軽に購入できるとともに、生産者が身近にいて顔が見えることにより、農林水産 物に対する安心感を生み出します。

一方、生産者にとっては、消費者との距離が縮まることで、地元での消費拡大や流通コストの低減などのメリットが生まれます。

さらに、「地産地消」の推進は、農林水産業の振興と自然環境や田園の景観の保全につながり、また、食育という観点からも、子どもの健全育成や郷土愛の醸成、健康で文化的な市民生活の実現に重要な役割を果たします。

本市では、これまで「地産地消」の取り組みとして、地元農林水産物の情報発信とブランド化、郷土料理や食文化の紹介、6次産業化による商品開発の支援などを行ってきました。

今後は、これまでの取り組みを更に発展させ、消費者へのより積極的な情報発信を行うとともに、生産者や飲食店・食品加工などの事業者、JA、関係機関などと連携しながら「地産地消」を通じた地域の交流・活性化を図っていく必要があります。

以上のことから、地産地消に関する施策をより効果的に推進していくための「第3次地産地消推進計画」を策定し、計画に基づいた取り組みを通して、6次産業化の推進や加工品も含めた地元産品のブランド力確立、本市の魅力ある「食」の全国への発信などによる農林水産業の振興を図るとともに、市民の皆様に地元農林水産物をより身近のものとして親しんでいただきながら、それらを産み出す郷土への誇りを育むことで「地産地消」のまちを目指します。

2 計画の役割

白山市では、地産地消の推進に関する基本指針として、平成22年7月に「白山市地産地 消推進計画」を策定し、市民や関係者との協働による地産地消と食育の取り組みをスタート させました。

その後、平成27年3月に「第2次白山市地産地消推進計画」を策定しましたが、この計画が令和2年3月に終了することから、本計画を平成29年3月に策定された「第2次白山市総合計画」における、地産地消の推進とブランドの育成に取り組む基本指針とするとともに、国の定める「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」と位置付け、策定します。

また、計画の遂行にあたっては、食育推進計画を含んだ「第2次白山市健康プラン」をはじめ、関係諸計画と相互に連携を図りながら、効果的な推進に取り組みます。

3 計画の対象期間

本計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

4 計画の評価

本計画の対象期間において、目標の達成状況や取り組みに対する効果などを十分に検討し、 必要に応じて計画の内容を変更するなど、柔軟に対応していくこととします。

なお、計画の見直しに際しては、行政だけでなく市民や関係機関などを交え、より実情と 市民ニーズに合ったものとなるよう努めます。

地 産 地 消 推進 会 議 行 政 地 産 地消の推 進 に向 け た各種施策の実施

5 計画の推進体制

本計画は消費者、生産者、事業者が主体となり推進するものとし、地産地消推進会議及び行政は、それぞれの取り組みへの支援などを中心にサポートを行います。

■ 本計画で想定している主な推進主体 ■

名 称	具体的な対象
消費者	市民、来訪者、観光客など
生産者	農林漁業者、農業協同組合、漁業協同組合など
事業者	直売所、小売店、飲食店、宿泊施設、食品加工業者など
関係機関・団体	商工会議所、商工会、観光連盟、NPOなど
行政	白山市、石川県など

■ 本計画の推進体制フロー ■

【計画の推進主体と取り組み内容】

【消費者(市民/来訪者/観光客など)】

- ◆地元農林水産物の購入促進
- ◆各種交流会等への参加
- ◆郷土(伝統)料理の次世代への継承
- ◆消費者の立場からの「地産地消」に向けた情報発信 など

交流 情報交換 情報 提供

【事業者(小売店·飲食店/食品加工業者/流通業者)】

- ◆新たな加工食品の開発や流通・販売体制の強化
- ◆各店舗における個性豊かな「地産地消」の推進
- ◆消費者・生産者それぞれに多様な情報を提供
- ◆地元農林水産物の使用促進

など

交流 情報交換

連携 情報交換

【生産者(農林漁業者/農協/漁協など)】

- ◆旬の農林水産物に関する情報を消費者・事業者へ発信
- ◆農山漁村における地域づくりを主体的に推進
- ◆消費者に対する農林漁業に関する交流機会の提供
- ◆事業者との連携による生産者の顔が見える農業の推進
- ◆農林漁業の持続的な発展に向けた担い手の育成 など

・事業者:商品開発や流通・販売の促進に向けた支援など・生産者:生産体制の強化に向けた支援など・消費者:レシピや旬の食材の情報提供など